

# 令和5年度 野々市市国際友好親善協会 総会

- 議案第1号 令和4年度事業報告及び収支決算について
- 議案第2号 野々市市国際友好親善協会規約の改正について
- 議案第3号 令和5年度事業計画及び収支予算について
- 議案第4号 役員の一部交代について

**野々市市国際友好親善協会**  
**Nonoichi International Friendship Association**

〒921-8510 野々市市三納一丁目一番地 野々市市役所市民協働課内  
TEL 076-227-6029 FAX 076-227-6259

## 議案第1号

## 1) 令和4年度事業報告

事業	日程等	摘要
【縮小開催】第35回 JAPAN TENT 留学生受入事業		ホームステイをはじめとする一部事業が中止となった旨を伝達。
外国人私費留学生に対する国民健康保険税の助成	通 年	留学生1名に助成
外国人のための日本語教室 in のいち	全22回 (原則第2・第4月曜 17:30~19:00)	会場：野々市市役所 101会議室 対面・オンラインを併用して開催。 (22回開催で延べ141人参加)
国際交流サロン事業 「国際交流カフェ」	4月16日(土) ほか全7回	会場：にぎわいの里のいち カミーノ 実習室等 市民と外国人住民交流の交流を目的とするイベント。 国際交流員がホストとなり、異文化や日本での経験等に関するテーマについて紹介し、その後参加者と話し合う。 テーマ：NZの学校生活、訳しにくい日本語、世界の祝日、ワールドワイドジャパン、オークランドの生活、NZの食文化、韓国のお正月
国際交流サロン事業 国際交流員の派遣	5月2日(月) ほか25件	放課後子ども教室や明和特別支援学校へ国際交流員を派遣。ゲームや歌を通じて子供たちと英語を用いながら交流を深めた。また、11月には金沢大学で留学生らと「世界を視野においたキャリア」のテーマでディスカッションを行った。 また、コミュニティカレッジの講師、国際交流ラジオ番組への出演なども行った。
国際交流サロン事業 「KIWI CHAT」	6月10日(金) ほか全6回	会場：野々市市役所 213会議室等 国際交流員と英語を使っておしゃべりするイベント。 テーマ：梅雨、趣味・休日の過ごし方、お正月、英語のことわざ など
ウクライナ避難民等支援事業 「ウクライナ料理交流会」	1月28日(土)、 3月11日(土)	会場：にぎわいの里のいち カミーノ 調理室 ウクライナ避難民のテレシエンコさん、ミロツカさんらとウクライナの伝統料理であるボルシチなどを作って交流した。
ニュージーランド友好部会 事業 「世界へ旅する絵本ポート」	1月中旬送付	「世界へ旅する絵本ポート」プロジェクトで制作された世界の海を題材にした絵本をギズボーン市の図書館に贈った。
ヒューマン・ライブラリー 野々市に住んでる外国人ってどんな人だろう？	2月4日(土)	地域に住む外国人が、どのような背景を持ち、何を思っているのかを野々市市住民に知ってもらう対話イベントを共催。
石川県国際交流協会主催事業 「多文化が共生する県民フェスタ」	3月11日(土)	会場：石川県国際交流センター パネル展示による、協会の活動紹介を行った。
石川中央都市圏連携事業 「インターナショナル・クイズ交流会」	8月27日(土)	4市2町の住民がオンライン上で集い、国際交流員が講師となって姉妹都市などの特色や文化に関するクイズ大会・交流会をオンラインで行った。

## 2) 令和4年度収支決算

収入済額 609,636 円  
 支出済額 444,857 円  
 差引残額 164,779 円

### 【収入の部】

予算科目	予算額	決算額	備 考
<b>1. 会員会費</b>	<b>185,000</b>	<b>174,000</b>	
1. 会員会費	50,000	54,000	個人会員 @1,000 円 54 名
2. 賛助会員	135,000	120,000	賛助会員 @15,000 円 8 団体
<b>2. 委託料</b>	<b>332,000</b>	<b>165,602</b>	
1. 市委託料	332,000	165,602	JAPAN TENT 留学生受入事業 0 円 外国人のための日本語教室 98,602 円 中国友好部会事業 67,000 円 ニューージーランド友好部会事業 0 円
<b>3. 負担金</b>	<b>10,000</b>	<b>13,600</b>	
1. 交流事業負担金	5,000	13,600	国際交流サロン事業等参加費 13,600 円
2. 委託事業負担金	5,000	0	
<b>4. 補助金</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
1. 補助金	0	0	
<b>5. 繰越金</b>	<b>256,387</b>	<b>256,387</b>	
1. 繰越金	256,387	256,387	前年度繰越金
<b>6. 雑入</b>	<b>113</b>	<b>47</b>	
1. 雑入	113	47	預金利息
<b>合 計</b>	<b>783,500</b>	<b>609,636</b>	

【支出の部】

予算科目	予算額	決算額	備 考
<b>1. 会議費</b>	<b>35,000</b>	<b>19,910</b>	
1. 会議費	35,000	19,910	理事会、総会諸費用
<b>2. 事務費</b>	<b>35,000</b>	<b>27,629</b>	
1. 需用費	20,000	18,891	事務用品
2. 通信費	5,000	0	事業の案内及び報告等送料
3. 手数料	10,000	8,738	振込手数料
<b>3. 活動費</b>	<b>683,500</b>	<b>397,318</b>	
1. 交流事業費	301,500	210,516	北陸都市国際交流連絡会 5,000 円 ニュースレター 10,080 円 国際交流サロン事業 80,133 円 ウクライナ避難民等支援事業 115,303 円
2. 委託事業費	332,000	165,602	JAPAN TENT 留学生受入事業 0 円 外国人のための日本語教室 98,602 円 中国友好部会事業 67,000 円 ニュージーランド友好部会事業 0 円
3. 助成費	50,000	21,200	国民健康保険税助成
<b>4. 予備費</b>	<b>30,000</b>	<b>0</b>	
1. 予備費	30,000	0	
<b>合 計</b>	<b>783,500</b>	<b>444,857</b>	

特別事業基金（定期預金） 2,500,000 円 北國銀行 野々市支店

# 会 計 監 査 報 告

令和4年度野々市市国際友好親善協会会計について、諸帳簿並びに会計全般にわたり監査を行いましたので結果を報告します。

## 総 括 所 見

- 1 諸帳簿の記入及びその他の書類整備は、すべて良好であった。
- 2 歳入、歳出について各項目別に照合点検の結果、誤記、誤算もなく正確であった。

野々市市国際友好親善協会長 大久保 邦彦 様

令和5年5月1日

監 事 越 崇 一 

監 事 坂 善 一 

## 議案第2号

### 野々市市国際友好親善協会規約の改正について

野々市市国際友好親善協会規約（平成6年5月6日施行）を次のとおり改正する。

#### 改正内容

規約第2条及び第14条をそれぞれ新旧対照表のとおり改正する。

#### 新旧対照表

改正案	現行
<p>(事業)</p> <p>第2条 本会は前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 国内外の都市・団体間との人事交流及び教育・文化・産業等各分野にわたる交流の促進</p> <p>(2) 友好親善活動の啓発</p> <p>イ 市民の交流と相互理解の醸成</p> <p>ロ 国内外の情報・資料の収集並びに提供</p> <p>(3) 本市が行う姉妹都市及び友好校交流事業の支援</p> <p>(4) 多文化共生社会づくりに関する事業</p> <p>(5) 日本語教室、日本文化研修など市内在住外国人の支援に関する事業</p> <p>(6) その他目的達成に必要な事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 本会は前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 国内外の都市・団体間との人事交流及び教育・文化・産業等各分野にわたる交流の促進</p> <p>(2) 友好親善活動の啓発</p> <p>イ 市民の交流と相互理解の醸成</p> <p>ロ 国内外の情報・資料の収集並びに提供</p> <p>(3) 野々市市が行う姉妹都市及び友好校交流事業の支援</p> <p>(4) その他目的達成に必要な事業</p>
<p>(決算及び監査)</p> <p>第14条 本会の会計決算は、決算終了後、監事の監査を受けなければならない。</p>	<p>(決算及び監査)</p> <p>第14条 本会の会計決算は、<u>理事会の承認後</u>監事の監査を受けなければならない。</p>

#### 附 則

この規約は、令和5年6月8日から施行する。

## 議案第3号

### 令和5年度事業計画及び収支予算について

#### 1) 令和5年度事業計画

事業	日程等
ニュージーランド友好部会事業	姉妹都市ギズボーン市（ニュージーランド）との交流事業
中国友好部会事業	野々市市日中友好協会 事業費・運営費
第36回 JAPAN TENT 留学生受入事業	留学生を受入れ 8月17日（木）～19（土）まで 2泊3日のホームステイを含む（予定）
外国人のための日本語教室 in のいち	4月24日（月）から開講中 年22回予定（毎月第2・4月曜日 17:30～19:00） オンラインと対面形式を併用して行う
外国人私費留学生に対する 国民健康保険税の一部助成	申請期間 前期 令和5年10月1日～20日 （助成対象期間 1期～6期） 後期 令和6年3月1日～20日 （助成対象期間 7期～12期）
国際交流サロン事業	多文化共生事業の開催 ・国際交流員による教育施設等の訪問、異文化理解のための 体験学習会の開催、各種派遣事業など ・国際交流ブース出展 ・パネル展示
ウクライナ避難民等支援事業	市内に転入した、ウクライナ避難民をはじめとする外国人住 民への支援事業。 ・生活を送るうえで必要となる日本語教育支援 ・行政手続きや買い物時等に通訳・翻訳を行う生活支援 ・求職時翻訳や助言等を行う就業支援 ・市民との交流イベント等の開催
北陸都市国際交流連絡会	研修会・連絡会等への参加
ニュースレターの発行	年2回程度 イベントの案内や活動報告
SNS アカウントの運用	通年 Facebook アカウントで外国人住民向けに情報を発信

## 2) 令和5年度収支予算

### 【収入の部】

予 算 科 目	予 算 額	備 考
<b>1. 会員会費</b>	<b>185,000</b>	
1. 会員会費	50,000	個人会員 @ 1,000 円 50 名
2. 賛助会員	135,000	賛助会員 @15,000 円 9 団体
<b>2. 委託料</b>	<b>332,000</b>	
1. 市委託料	332,000	JAPAN TENT 留学生受入事業 162,000 円 外国人のための日本語教室 100,000 円 中国友好部会事業 60,000 円 ニュージーランド友好部会事業 10,000 円
<b>3. 負担金</b>	<b>15,000</b>	
1. 交流事業負担金	10,000	国際交流サロンなど @100 円×100 人
2. 委託事業負担金	5,000	交流会参加費など
<b>4. 繰越金</b>	<b>164,779</b>	
1. 繰越金	164,779	前年度繰越金
<b>5. 雑入</b>	<b>221</b>	
1. 雑入	221	預金利息ほか
<b>合 計</b>	<b>697,000</b>	



【支出の部】

予 算 科 目	予 算 額	備 考
<b>1. 会議費</b>	<b>35,000</b>	
1. 会議費	35,000	理事会・総会等の諸費用
<b>2. 事務費</b>	<b>35,000</b>	
1. 需用費	20,000	事務用品
2. 通信費	5,000	事業の案内及び報告等送料
3. 手数料	10,000	振入手数料
<b>3. 活動費</b>	<b>567,000</b>	
1. 交流事業費	205,000	北陸都市国際交流連絡会 10,000 円 国際交流サロン事業 85,000 円 ニュースレター 10,000 円 ウクライナ避難民等支援事業 100,000 円
2. 委託事業費	332,000	JAPAN TENT 留学生受入事業 162,000 円 外国人のための日本語教室 100,000 円 中国友好部会事業 60,000 円 ニュージーランド友好部会事業 10,000 円
3. 助成費	30,000	国民健康保険税助成 30,000 円
<b>4. 予備費</b>	<b>60,000</b>	
1. 予備費	60,000	
<b>合 計</b>	<b>697,000</b>	

## 議案第4号

### 役員の一部交代について

#### 令和5年度野々市市国際友好親善協会役員一覧

顧問	新田 宏 栗 貴章	元在 NZ 日本大使館公使 前会長（野々市市長）
参与	中国友好 部会長 中国友 NZ 友好 部会長 中国友 好 北村 大助 吉田 修 馬場 弘勝	野々市市議会議長 石川県議会議員 石川県議会議員
会長	大久保 邦彦	野々市市教育長
副会長	魚住 正栄 初野 健二	野々市市商工会長 野々市市農業協同組合代表理事組合長
理事	今井 京 大塚 なぎさ 久郷 和範 澤村 昭子 中井 登喜子 藤田 雅顯 村太 健二 柳井 清治 山田 和夫	野々市市教育委員会指導主事 野々市市教育総務課担当課長 金沢工業大学国際交流室長 野々市市女性協議会長 野々市市ロータリークラブ代表 野々市市連合町内会長 野々市市ライオンズクラブ会長 石川県立大学特任教授コーディネーター NPO 法人 YOU-I 代表理事
監事	越柴 一良 堀 善一	特別養護老人ホーム富樫苑施設長 野々市市会計管理者
事務局長	中川 弥生	野々市市市民協働課長
事務局次長	金場 康宏	野々市市市民活動センター

## 野々市市国際友好親善協会規約

### (目的及び設置)

第1条 本市と国内外の都市との友好親善を基調として、市民の相互理解をもとに、教育・文化・産業等他方面にわたる交流を深め、もって、市民生活の向上と地域経済の発展を図るとともに、世界の平和と繁栄に貢献することを目的に、野々市市国際友好親善協会（以下「本会」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 本会は前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外の都市・団体間との人事交流及び教育・文化・産業等各分野にわたる交流の促進
- (2) 友好親善活動の啓発
  - イ 市民の交流と相互理解の醸成
  - ロ 国内外の情報・資料の収集並びに提供
- (3) 野々市市が行う姉妹都市及び友好校交流事業の支援
- (4) その他目的達成に必要な事業

### (組織)

第3条 本会の会員は、第1条の目的に賛同し、会費を納めるものをもって構成する。

2 会員は、個人の普通会員と団体及び法人の賛助会員の2種とする。

### (会員)

第4条 会員の年会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 普通会員 年額 1,000円
  - (2) 賛助会員 年額 15,000円
- 2 前項の会費については、毎年、当該年度分を事務局が指定する期日までに指定する預金口座に振り込まなければならない。

### (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 理事 若干名
  - (4) 監事 2名
- 2 本会の役員は、理事会において、会員の中から候補者を指名推薦し、総会に諮って決める。

### (役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。職務の代理順位については、あらかじめ会長が指名する。
- 3 理事は、会長、副会長とともに理事会を構成する。
- 4 監事は、本会の会計を審査し、総会において会計監査報告をする。また、理事会に出席し、意見を述べることができる。

### (役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (顧問・参与)

第8条 本会に、理事会の推薦により、顧問及び参与を置くことができる。

### (部会の設置)

第9条 第2条第3号に規定する事業のために、本会に、部会を置くことができる。

- 2 部会員は、参与および理事をもって構成し、必要に応じて他の国際友好団体の構成員として活動することができる。
- 3 部会の長は、参与および理事の互選により選任する。

### (会議と構成員)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、本会の最高決議機関であり、会員全員で構成し、毎年定期に開催する。

ただし、理事会が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

3 理事会は総会に次ぐ決議機関であり、執行機関を兼ねるものとする。

4 会議は、会長が招集する。

(会議の運営と報告)

第11条 会議は、その構成員の2分の1以上(委任状を含む)の出席がなければ、これを開催することができない。

2 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会での決議事項は、次期総会において報告し、承認を得るものとする。

4 会議の議長は、会長が当たる。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、補助金、委託金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算及び監査)

第14条 本会の会計決算は、理事会の承認後、監事の監査を受けなければならない。

(事務局)

第15条 本会の事務を円滑に行うため、事務局を野々市市役所市民協働課内に置く。

2 事務局長及び事務局次長は会長が任命し、理事会の承認を得るものとする。

3 事務局長は、事務局を統括し業務を処理する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の会務の執行に関し必要な事項は、理事会において決定する。

附 則

この規約は、平成6年5月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年11月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月4日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年8月25日から施行する。